

## 業務委託仕様書

- 1 件名 遊具等保守点検業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和6年(2024年)11月29日まで
- 3 履行場所 市内小学校21校及び中学校11校
- 4 支払方法 業務完了払(年1回払)
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 その他
  - (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
  - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
  - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるように努めること。
  - (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先 草加市教育委員会 学校施設課 担当 小川・三橋  
電話 048-922-2643 (直通)

## 業務委託内容

市内小・中学校の遊具等保守点検業務は、この内容に従って実施するものとする。

なお、点検業務は、社団法人日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設製品安全管理士・公園施設製品整備技士）又はこれら同等以上の知識を有する者により実施するものとし、点検方法は、原則として社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準（JPFA-S:2024）」の定期点検及び関係法令・指針等に準ずるものとする。

### 【点検時期及び時間】

各学校1回の点検とし、原則として委託期間中の平日9：00～16：00に実施するものとするが、やむを得ず土日・祝日において点検を行う場合は、休日学校開放利用団体等との調整が必要であることから、事前に市担当者と協議調整を行うことと併せ、学校長の承諾を得ること。

### 【点検対象】

校庭遊具及び屋内運動場の吊下げ式バスケットゴール等（※別添資料参照）

### 【点検項目】

「遊具の安全に関する基準（JPFA-S:2024）」に記載する定期点検表および定期点検総括表に基づき、次のとおり点検を実施する。（上記定期点検表は参考とし、任意のものでよい）

#### (1) 遊具の破損・老朽

遊具の破損・老朽の具合、継ぎ部分の緩み及び固定部、可動部、支柱等の安全性の点検を目視、触診、打診にて行うこと。打診には、箇所によりテストハンマー等を適宜使用すること。

#### (2) 塗装状況

施設の腐食防止、美観保全を目的とした塗装状況の点検（主に鉄製遊具）、目視にて塗装状況を点検すること。特に腐食等の可能性の高い地際部は転倒等の恐れがなにか確認を行うこと。

#### (3) 構造部ボルト、ナット

ボルト、ネジ等の点検は細部にわたり確認し、緩みが発見された場合は適宜増し締めを行うこと。

#### (4) 地表部・基礎部

遊具と地表部の点検を行い、腐朽、腐食等の可能性の高い地際部は特に転倒等の

恐れがないか確認を行うこと。基礎露出については、水はけを目的としたものでも直接落下領域にあるものについては露出判定とすること。

(5) チェーン等

ノギス、目視等により確認測定し、残存70%以下の磨耗は注意勧告を行い、残存50%以下の磨耗は学校長と協議のうえ、即時使用禁止措置を講じるとともに市担当者へ即時報告すること。

(6) 可動部

動作確認を行い、必要に応じて遊具可動部への注油を行うこと。また、ブランコについては、可動部と地表部間のクリアランスをスケールにて測定し報告すること。

(7) 屋内運動場のバスケットゴール（吊り下げ式・蛇腹式）

吊り下げワイヤー及び滑車、溶接部、ボルト、可動部、リンクチェーン、ウォームボックス、板、チェーン掛け等の直近写真を撮影し劣化状況を報告すること。

動作確認を行い、必要に応じて可動部への注油を行うこと。

(8) 屋外防球ネット

屋外防球ネットは、外観・形状を観てネット・支柱・基礎の劣化状態を目視診断する。また、点検ハンマーなどで支柱を軽打し、異音の有無を判断して亀裂、ボルトの緩みなどの打音診断を行い、本体支柱を揺り動かし、接合部のぐらつきや基礎の状態などを確認する振動診断を行うこと。

【点検判定基準】

・遊具の安全性については、以下の基準により判定を行うこと。

(1) 機能に関する総合判定

機能に関する総合判定については、劣化判定と基準判定の組み合わせにより下記の4段階にて評価を行う。

A:健全であり、修繕の必要なし

B:部分的な異常があり、部分修繕が必要

C:重要箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要

D:最重要箇所に重大な異常があり、修繕または再構築が必要（使用禁止とする）

[1]劣化診断判定

劣化診断の判定については、下記の4段階にて評価を行う。

a:健全な状態

b:軽微な劣化がある状態

c:重度な劣化がある状態

d:最重要箇所に重度な劣化がある状態

## [2]基準診断判定

基準診断の判定については、下記の4段階にて評価を行う。

- 0：傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- 1：軽度の傷害をもたらす状態
- 2：重大であるが傷害が恒久的ではない状態
- 3：生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

## (2) 塗装に関する総合判定

塗装に関する総合判定については、下記の3段階にて評価を行う。

- A：塗装の必要なし
- B：部分塗装が必要
- C：全体に塗装が必要

## 【点検結果報告】

- (1) 点検終了後、学校毎の点検報告書を作成し、作業写真とともに速やかに市担当者へ提出すること。
- (2) 点検作業の結果、欠陥、欠損等を発見し、改修等の必要がある場合は、今後の管理に対する留意点及び改修方法等について、市担当者に報告すること。

## 【提出書類】

- ・業務に先立ち、次のものを提出すること。(各1部)
  - (1) 委託業務着手届
  - (2) 工程表
  - (3) 現場責任者・主任技術者選任通知書  
(公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士の場合は、認定証の写し又はこれら同等以上の知識を有する者の場合は、実務経験経歴・講習会受講実績等が確認できる書面の写しを添付すること)
  - (4) 点検業務実施要領書(判定基準、点検総括表(案)を添付すること)
  - (5) 緊急連絡体制一覧

## 【完了報告書等の提出】

- ・業務終了後、次のものを提出すること。
  - (1) 委託業務完了届(1部)
  - (2) 点検結果報告書(点検総括表、点検表、写真添付)  
業務遂行の写真は、遊具全景及び着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)とし、点検表と照合できるよう写真台帳を整理する。

(紙ベース1部・記録した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1部提出)

※ 報告書は、必ず学校管理者の確認を受け、押印または署名のうえ持参し、内容について市担当者へ説明すること。

なお、不備不良箇所が存する場合は、位置図(点検状況写真で判明できる場合は不要)及び改修概算工事費を必ず提出すること。

#### 【その他】

- (1) 点検業務の実施にあたっては、学校長と協議のうえ遊具施設を閉鎖し、児童生徒及び施設利用者の安全確保に十分配慮し、必要な措置を講じること。
- (2) 点検の結果、損傷が著しく使用に絶えられないと判断した遊具は、市担当者の承諾を待たずに使用禁止処置等の適切な措置を取り、速やかに市担当者及び学校長に報告し、指示を受けること。
- (3) 電動工具等の使用又は発電機等使用時には、周辺状況に十分注意し、空運転は行わないこと。
- (4) 本点検は劣化診断を原則として行うが、重大な事故につながる恐れのある場合には、適宜「遊具の安全に関する基準 (JPFA-S:2024)」に準拠し点検報告書へ補足説明を記載するとともに、適、不適の判断を行うこと。
- (5) 本業務に際して疑義が生じた場合は、市担当者と密に連絡を取り協議を行う。また、本仕様書に定めがない事項については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(平成26年6月 国土交通省策定)を準用すること。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 学校別遊具等一覧 (小学校21校)

施設名	所在地	遊具名	数量
草加小学校	住吉一丁目11番64号	滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 14連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	16基
		バスケットゴール	4基
		登り棒	1基
		三角鉄棒 3連	1基
		防球ネット	1式
高砂小学校	中央一丁目2番5号	4連ブランコ	1基
		滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 7連、8連	2基
		高鉄棒 4連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	12基
		バスケットゴール	2基
		登り棒	1基
防球ネット	1式		
新田小学校	旭町六丁目12番11号	4連ブランコ	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 14連	1基
		高鉄棒 3連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	12基
		バスケットゴール	4基
		登り棒	1基
		一輪車練習器	1基
		平行棒	1基
防球ネット	1式		
谷塚小学校	谷塚仲町440番地	滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 3連	8基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	4基
		平均台	1基
		登り棒	1基
		吊り下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
蛇腹式バスケットゴール(体育館)	4基		
防球ネット	1式		
栄小学校	松原一丁目3番2号	三角鉄棒	3連
		低鉄棒 15連	1基
		砂場	1箇所
		登り棒	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	2基
		吊り下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		蛇腹式バスケットゴール(体育館)	4基
		防球ネット	1式
川柳小学校	青柳七丁目27番10号	4連ブランコ	1基
		複合遊具(ジャングルジム 滑り台)	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 8連、4連	2基
		高鉄棒	2連
		三角鉄棒 3連	2基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	7基
		バスケットゴール(屋外)	4基
		登り棒	1基
平均台	1基		
防球ネット	1式		

施設名	所在地	遊具名	数量
瀬崎小学校	瀬崎二丁目32番1号	4連ブランコ	1基
		複合遊具(ジャングルジム 滑り台 雲梯等)	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 6連、9連	2基
		高鉄棒 3連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	3基
		バスケットゴール	2基
		登り棒	1基
		平行棒	1基
		防球ネット	1式
西町小学校	西町270番地	2連ブランコ	1基
		4連ブランコ	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 10連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	7基
		バスケットゴール	1組
		登り棒	1基
		防球ネット	1式
新里小学校	新里町759番地	ジャングルジム	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 3連、11連、6連	3基
		複合遊具(雲梯 平行棒)	1基
		サッカーゴール	8基
		バスケットゴール	6基
		登り棒	1基
		投擲板	1枚
		防球ネット	1式
花栗南小学校	花栗四丁目3番1号	4連ブランコ	1基
		滑り台	1基
		三角鉄棒 3連	6基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 8連	1基
		ユニット鉄棒	1基
		登り棒	1基
		サッカーゴール	4基
		バスケットゴール	4基
		平行棒	1基
		雲梯	1基
		投擲板	1枚
		防球ネット	1式
八幡小学校	八幡町65番地	4連ブランコ	1基
		滑り台	1基
		シーソー	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	3箇所
		低鉄棒 4連、8連、6連	3基
		高鉄棒 6連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	8基
		バスケットゴール	4基
		登り棒	1基
		チェーンクライム	1基
		防球ネット	1式
新栄小学校	新栄四丁目959番地	滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 12連、5連	2基
		高鉄棒 4連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	4基
		丸太渡り	1基
		登り棒	1基
		平行棒	1基
		防球ネット	1式
清門小学校	清門三丁目37番地1	4連ブランコ	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 12連	1基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	1基
		登り棒	1基
防球ネット	1式		



施設名	所在地	遊具名	数量
稲荷小学校	稲荷五丁目 1 1 番 1 号	砂場	1箇所
		低鉄棒 12連	2基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	9基
		バスケットゴール	2基
		登り棒	1基
		その他遊具(いなりトソ)	1基
		滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		防球ネット	1式
氷川小学校	氷川町 4 4 8 番地	4連ブランコ	1基
		滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 12連	1基
		高鉄棒 4連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	14基
		バスケットゴール	4基
		登り棒	1基
		投擲版	1基
		鉄棒	1基
		防球ネット	1式
八幡北小学校	八幡町 1 1 4 8 番地	滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 16連	1基
		高鉄棒 4連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	4基
		登り棒	1基
		吊り下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
防球ネット	1式		
長栄小学校	長栄一丁目 7 6 2 番地	4連ブランコ	1基
		滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 12連、3連	2基
		高鉄棒 4連	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	10基
		バスケットゴール	2基
		登り棒	1基
		肋木	1基
		投擲板	1枚
		平均台	1基
吊り下げ式バスケットゴール(体育館)	2基		
防球ネット	1式		
青柳小学校	青柳三丁目 1 7 番 1 号	三角鉄棒 3連	3基
		滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 12連	1基
		高鉄棒 3連	1基
		雲梯	1基
		三角鉄棒	3基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	2基
		登り棒	1基
		吊り下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
蛇腹式バスケットゴール(体育館)	4基		
防球ネット	1式		
小山小学校	小山二丁目 8 番 1 号	6連ブランコ	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	1箇所
		低鉄棒 12連	1基
		ユニット鉄棒	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	6基
		バスケットゴール	6基
		登り棒	1基
		一輪車練習器	1基
		吊り下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
防球ネット	1式		

施設名	所在地	遊具名	数量
両新田小学校	両新田西町55番地	4連ブランコ	1基
		滑り台	1基
		ジャングルジム	1基
		砂場	2箇所
		低鉄棒 10連	1基
		三角鉄棒 4連、2連	4基
		ユニット鉄棒	1基
		雲梯	1基
		サッカーゴール	2基
		バスケットゴール	4基
		登り棒	1基
		吊り下げ式バスケットゴール（体育館）	2基
		防球ネット	1式
		松原小学校	松原四丁目2番1号
砂場	1箇所		
低鉄棒 4連	4基		
高鉄棒 3連	1基		
雲梯	1基		
サッカーゴール	11基		
バスケットゴール	2基		
登り棒	1基		
吊り下げ式バスケットゴール（体育館）	2基		
蛇腹式バスケットゴール（体育館）	4基		
防球ネット	1式		

※サッカーゴールはミニサッカーゴールも含む。ブランコには境界柵も含む。鉄棒は補助器を含む。  
 ※谷塚・栄・八幡北・長栄・青柳・小山・両新田・松原小学校については、  
 体育館バスケットゴールも点検すること

## 学校別遊具等一覧 (中学校11校)

施設名	所在地	遊具名	数量
草加中学校	氷川町2179番地4	砂場	1箇所
		高鉄棒(高さ調整) 7連	2基
		バスケットゴール	3基
		サッカーゴール	6基
		蛇腹式バスケットゴール	4基
		防球ネット	1式
栄中学校	松原三丁目7番1号	砂場	1箇所
		サッカーゴール	6基
		バスケットゴール	2基
		ハンドボールゴール	2基
		低鉄棒 10連	1基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
谷塚中学校	谷塚上町62番地	砂場	1箇所
		低鉄棒 5連	1基
		サッカーゴール	10基
		バスケットゴール	6基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
川柳中学校	青柳七丁目35番1号	高鉄棒 3連	1基
		砂場	1箇所
		サッカーゴール	8基
		バスケットゴール	4基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
新栄中学校	新栄一丁目33番地	砂場	1箇所
		高鉄棒(高さ調整) 6連	1基
		サッカーゴール	10基
		ハンドボールゴール	4基
		バスケットゴール	4基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
瀬崎中学校	瀬崎五丁目3番1号	砂場	1箇所
		低鉄棒 4連	1基
		サッカーゴール	5基
		ハンドボールゴール	2基
		バスケットゴール	2基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
花栗中学校	花栗四丁目15番12号	砂場	1箇所
		低鉄棒 3連	3基
		高鉄棒 3連	1基
		サッカーゴール	7基
		ハンドボールゴール	4基
		バスケットゴール	3基
		登り棒	1基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
両新田中学校	両新田西町368番地1	砂場	1箇所
		高鉄棒 4連	1基
		サッカーゴール	14基
		バスケットゴール	4基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
新田中学校	長栄一丁目767番地	砂場	1箇所
		低鉄棒 9連	1基
		高鉄棒 4連	1基
		サッカーゴール	6基
		ハンドボールゴール	2基
		バスケットゴール	2基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式
青柳中学校	青柳八丁目58番10号	バスケットゴール(屋外)	1箇所
		高鉄棒(高さ調整) 4連	1基
		サッカーゴール	8基
		吊下げ式バスケットゴール(体育館)	2基
		防球ネット	1式

施設名	所在地	遊具名	数量
松江中学校	松江三丁目14番33号	砂場	1箇所
		低鉄棒 6連	1基
		サッカーゴール	2基
		ハンドボールゴール	4基
		バスケットゴール	4基
		吊下げ式バスケットゴール（体育館）	2基
		防球ネット	1式

※サッカーゴールはミニサッカーゴールも含む。  
 ※体育館バスケットゴールも点検すること。